

## 宮水学園複写機受講者利用に関する実費徴収要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、西宮市生涯学習大学「宮水学園」(以下「宮水学園」という。)に設置する複写機(以下「複写機」という。)の受講者の利用に関して、必要な事項を定める。

(事務局職員の許可)

第 2 条 複写機を受講者が利用する際は、事前に事務局職員の許可を得なければならない。ただし、複写機の故障修理及び施設管理上の事由による場合は取扱を休止する。

(実費徴収金)

第 3 条 複写機の利用にかかる実費は次のとおりとする。

複写用紙	用紙サイズ	単位	単価
備え付けの用紙	A 3 まで	片面 1 枚	10 円
		両面 1 枚	20 円

(使用制限)

第 4 条 次の各号に該当する場合は、複写機の使用を停止または制限するものとする。

- (1) 法令により、保護された著作権の権利を侵害するものを複写すること。
- (2) 複写を不相当と認めるものを複写すること。
- (3) 複写以外の目的をもって使用する場合。
- (4) その他使用を不相当と認める場合。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。